平成26年4月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成25年(以第106号 貸金請求控訴事件(原審·西都簡易裁判所平成25年(以) 第55号)

口頭弁論終結日 平成26年3月19日

判

決

大阪市淀川区西中島5丁目7番11号

控訴人(1審原告) 株式会社ギルド同代表者代表取締役 中 野 大 輔同訴訟代理人支配人 ■ ■ ●

宮崎県

被控訴人(1審被告)

同訴訟代理人弁護士 荒 武 善 斉同 小 林 孝 志

外26名

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、71万1366円及びうち18万4872円に 対する平成25年1月1日から支払済みまで年26.28%の割合による金員 を支払え。

第2 事案の概要

本件は、株式会社信和(以下「信和」という。)を吸収合併した控訴人が、 信和との間で金銭消費貸借契約を締結した被控訴人に対し、貸金返還請求権に 基づき、71万1366円及びうち18万4872円に対する平成25年1月1日から支払済みまで年26.28%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。被控訴人は、控訴人の上記貸金返還請求権(以下「本件貸金債権」という。)が時効により消滅した旨主張し、控訴人は、被控訴人が消滅時効の完成後に一部弁済をしたから、被控訴人による消滅時効の援用は信義則に反し許されない旨主張した。

原審は、被控訴人が控訴人に対して消滅時効の完成後に一部弁済をしたとしても、被控訴人による消滅時効の援用は信義則に反するとはいえないなどと判断して、控訴人の請求を棄却したことから、控訴人はこれを不服として控訴した。

1 前提事実

- (1) 信和は、平成13年10月22日、被控訴人との間で、次の約定の金銭消費貸借基本契約(以下「本件基本契約」という。)を締結した(争いはない)。
 - ア 極度額50万円
 - イ 利息及び遅延損害金の利率は年29.2% (年365日の日割計算)
 - ウ 被控訴人は、毎月20日限り、所定の分割金を支払う。
 - エ 被控訴人が分割金の支払期限までに利息又は元金の支払を怠った場合は, 当然に期限の利益を喪失する。
- (2) 被控訴人は、平成13年10月22日、本件基本契約に基づいて信和から 20万円を借り入れ、同年11月20日、同年12月20日及び平成14年 1月22日にそれぞれ8000円を弁済した(争いはない)。
- (3) トライト株式会社(控訴人の旧々商号)は、平成16年4月12日、山陽信販株式会社及び信和を吸収合併し、平成21年11月30日、商号を株式会社ヴァラモス(控訴人の旧商号)に変更し、平成24年2月27日、商号を株式会社ギルドに変更した(弁論の全趣旨)。

- (4) 控訴人の支配人である (以下「●●」という。)は、平成24年 11月8日、被控訴人宅を訪問し、被控訴人に約定利率に基づいて計算した 貸付残元金及び遅延損害金の一括弁済を求め、被控訴人は控訴人に5000 円を弁済(以下「本件弁済」という。)した。
- (5) 控訴人は, 平成25年1月10日, 大阪簡易裁判所に対して本件訴訟を提起し, その後, 本件訴訟は西都簡易裁判所に移送された(当裁判所に顕著)。
- (6) 被控訴人は、平成25年6月12日の原審第1回口頭弁論期日において、本件貸金債権は、最終弁済日である平成14年1月22日から5年を経過した平成19年1月22日の経過により消滅時効が完成したとして、控訴人に対し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした(当裁判所に顕著)。
- 2 争点及びこれに関する当事者の主張
 - (1) 被控訴人が消滅時効を援用することは信義則上許されないか(争点1) ア 控訴人の主張

被控訴人は,消滅時効完成後である平成24年11月8日に本件弁済を したから,本件貸金債権の存在を承認したといえる。したがって,被控訴 人が本件貸金債権の消滅時効を援用することはできない。

なお, ●●は、被控訴人宅を訪問して本件弁済を受けたが、被控訴人に 暴力、脅迫、欺罔、困惑又は甘言を用いたりしたことはなく、本件弁済は 被控訴人の任意に基づいてされたものである。

イ 被控訴人の主張

●●は、被控訴人に本件貸金債権の存在を承認させて時効援用権を喪失させようと企て、被控訴人宅を突然訪問し、「わざわざ宮崎まで来たのだから、ただでは帰れない。支払ってもらわないと夜も来なければならない。差押えをする。段ボールに入るものは持って帰るということをしなければならなくなる。それは避けたいので1万円くらいは支払ってもらわなければならない。」と申し向けた。消滅時効等の法律知識に乏しい被控訴人は、

●●を退去させ夜の再訪問を阻止したいと考え、やむを得ず本件弁済をしたにすぎない。したがって、本件弁済は被控訴人の任意に基づいてされたものではない。

また,仮に本件弁済が被控訴人の任意に基づいてされたものであるとしても,上記事情に照らすと,控訴人において被控訴人がもはや消滅時効を援用することはないと信頼したとしても,それは信義則上保護するに値しない。

したがって、本件貸金債権は既に時効によって消滅している。

(2) 被控訴人が本件弁済前に消滅時効を援用したといえるか(争点2-当審新主張)

ア 被控訴人の主張

被控訴人は、平成24年11月8日に から弁済を求められた際、「支払は無理です。」と述べたから、その時点で本件貸金債権の消滅時効を援用したといえる。

イ 控訴人の主張 争う。

(3) 本件弁済について被控訴人に錯誤はあるか(争点3-当審新主張)

ア 被控訴人の主張

錯誤の規定は意思表示に適用されるが、準法律行為である弁済についても類推適用されると解すべきであり、前記のような本件弁済に至る経緯に照らせば、本件弁済について被控訴人には錯誤がある。したがって、本件弁済は無効である。

イ 控訴人の主張 争う。

(4) 本件貸金債権は失効しているか (争点4-当審新主張)

ア 被控訴人の主張

控訴人は, 商事消滅時効期間である5年を大幅に過ぎた最終弁済後11年を経過した本件貸金債権を請求しているから, 本件貸金債権は既に失効している。

イ 控訴人の主張 争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1 (被控訴人が消滅時効を援用することは信義則上許されないか) について
 - (1) 債務者が消滅時効完成後に債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者も債務者はもはや時効を援用しないと信頼するのが通常である。それゆえ、債務者が時効完成後に債務を承認した場合、仮に債務者が時効完成の事実を知らなかったときでも、以後その債務について時効援用をすることは、上記債権者の信頼を害し、信義則上許されない(最高裁昭和41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁参照)。

もっとも、上記のことからすると、債務者が時効完成後に債務の一部弁済をした場合であっても、債権者の信頼が信義則上保護するに値しないと認められるような特段の事情があるときは、債務者はなお時効を援用することができると解するのが相当である。

- (2) そこで検討するに、前提事実に加え、証拠(甲2~4,乙1,5,被控訴人本人。ただし、後記認定に反する部分を除く。)及び弁論の全趣旨を総合すると、本件弁済に至る経緯等について、次の事実が認められる。
 - ア 控訴人は、平成22年2月25日頃から平成24年8月30日頃までの間、被控訴人に対し、文書(請求書)や督促状を送付して本件貸金債権の 弁済を求めていたが、被控訴人は上記文書等を読まずにまとめて廃棄して いた。

- イ ●●は、平成24年11月8日午後1時42分頃、事前に連絡すること なく被控訴人宅を訪問した。
- ウ は、被控訴人に対し、約定利率に基づいて計算した貸付残元金及び 遅延損害金の一括弁済を求めた。
- エ ●●は、被控訴人から「無理です。」と言われて、「わざわざ宮崎まで来たのだから、ただでは帰れない。支払ってもらわないと夜も来なければならない。差押えをする。段ボールに入るものは持って帰るということをしなければならなくなる。それは避けたいので1万円くらいは支払ってもらわなければならない。」などと言った。
 - また, ●●は、被控訴人から「1000円、2000円じゃだめですか。」と言われて、「そんなハシタ金じゃ帰れない。俺みたいなものが押しかけたら近所の目もあるだろう。」などと言った。
- オ そこで、被控訴人は、**●●**に対し、被控訴人宅に置いてあった5000 円を交付した。
- カ ●●は、同日午後2時14分頃、被控訴人宅を退去した。
- キ 被控訴人は,翌11月9日,被控訴人訴訟代理人弁護士の1人に対し, 本件について相談した。

かな金銭を支払わせることにより、被控訴人の時効援用権を喪失させることを目的としていたことすらうかがわせる。したがって、控訴人において、 被控訴人がもはや本件貸金債権の消滅時効を援用しないと信頼したとして も、それは信義則上保護するに値しないというべきである。

以上によれば、被控訴人による消滅時効の援用は信義則に反せず、本件貸金債権は既に時効により消滅している。したがって、その余の争点について検討するまでもなく、控訴人の請求は理由がない。

イ これに対し、控訴人は、被控訴人に暴力、脅迫、欺罔、困惑又は甘言を 用いたりしたことはなく、本件弁済は被控訴人の任意に基づいてされたも のであると主張し、証拠(甲2)にはこの主張に沿う記載がされている。

しかし、既に認定したように、控訴人は、本件貸金債権の消滅時効が完成した後に、被控訴人に対し、文書等で本件貸金債権の弁済を求めるようになったこと、被控訴人は、これらの文書等を読むことなくまとめて廃棄していたこと、 はは、事前に被控訴人に連絡することなく、被控訴人宅を訪問していることからすると、被控訴人が自ら に対して任意で本件弁済をしたとは考えにくい。

したがって、上記証拠(甲2)の記載には疑問があり、これを採用する ことはできない。

3 結論

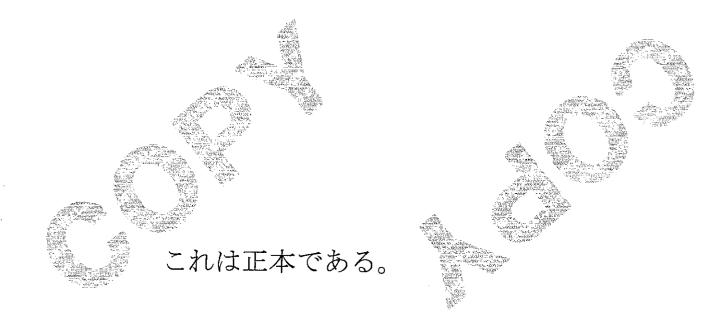
よって,控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって,本件控訴は理由がないから棄却することとし,主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 末 吉 幹 和

裁判官 向 井 亜 紀 子

裁判官 西 尾 信 員



平成26年4月23日

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 中ノ神 繁 樹

